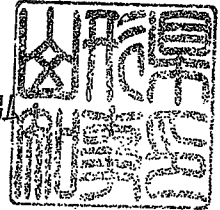




み自第636号
平成20年3月31日

都市計画決定権者
山形県知事 齋藤 弘 殿

山形県知事 齋藤 弘



環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書への意見について

酒田都市計画道路1・3・2号酒田遊佐線の環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項の規定による環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

別紙

酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線環境影響評価準備書 についての山形県知事意見

1. 全般的事項

- (1) 都市計画対象事業実施区域は、農耕地、集落、砂丘林、河川等からなり、鳥海山麓に近接する良好な環境を有する地域であることから、環境への影響の回避・低減に努めること。
- (2) 事業ルートを選定において、環境影響評価方法書の段階から、準備書段階の事業幅へ事業実施区域を絞り込むにあたって、環境保全上配慮した事項について、分かりやすく環境影響評価書（以下「評価書」）に記載すること。

2. 環境影響評価の結果について

(1) 騒音・振動

- ① 「第9章第2節 騒音」の、「1. 自動車の走行に係る騒音」の予測結果で、整合を図るべき基準値に近い値となる地点があることから、影響の回避・低減に努めること。
また、「3. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音」の予測結果が、整合を図るべき基準値と同値となる地点があることから、工事車両を集中させない等としているが、具体的な対策について検討し、評価書に記載すること。
- ② 事業実施区域には、環境保全について配慮が必要な社会福祉施設の「福祉のひろば」と「鳥海学園」が存在していることから、騒音・振動の予測評価を行い、評価書に記載すること。

(2) 飛砂

- ① 「第9章第7節 飛砂」の「4. 予測結果」において、風速変化のシミュレーションの結果、冬期の風速の増加が予測されており、風速の増加によって生じる保全対象区域への環境影響について検討し、評価書に記載すること。
- ② 庄内砂丘は、「日本の地形レッドデータブック」に重要な地形として選定されている日本有数の砂丘であり、砂丘に植林されたクロマツが飛砂被害等の災害防止に大きな役割を果たしていることから、改変面積等を極力少なくするよう配慮すること。また、事業実施区域には、クロマツ保護活動団体が長年に渡り維持管理に努めてきたクロマツ林があることから、改変後の植林や維持管理等について、関係団体との調整に配慮すること。

(3) 動物

- ① 「第9章第8節 動物」の「6. 環境保全措置の検討」で、営巣地があるオオタカについては、工事実施前に繁殖状況を調査し、営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て、必要に応じて環境保全措置を講ずることとしているが、繁殖への影響を回避できるか不確実性が残ることから、事後調査を行うこと。また、その旨を評価書に記載すること。
- ② 動物への照明灯の影響について配慮すること。
- ③ 道路が砂丘地を分断することによる、地上移動性動物の生態を考慮した移動経路の確保に配慮すること。

(4) 植物

「第9章第9節 植物」の「6. 環境保全措置の検討」で、道路法面へのクロマツ植栽については、植栽後の活着や生育状況、道路周辺の林縁クロマツへの影響など、不確実性が残ることから、事後調査を行うこと。また、その旨を評価書に記載すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域内に、地域住民と連携しながら維持管理されている、小学校のクロマツ学習林が存在しており、自然と触れ合う環境教育の場として利用されていることから、学校関係者等と学習林活動への対応について配慮すること。

(6) 廃棄物等

「第9章第13節 廃棄物等」の予測において、コンクリート塊及びコンクリート・アスファルト塊を再利用する計画としているが、発生量及び処理方法も含め、分かりやすく評価書に記載すること。